

みんなで支える

# 特別支援教育

高等学校教員のために



- 1 高等学校における特別支援教育とは？
- 2 こんな生徒はいませんか？
- 3 なぜ支援が必要ですか？
- 4 高等学校ではどんな支援が必要ですか？
- 5 こんな支援を活用してみませんか？

青森県教育委員会

# 1 高等学校における特別支援教育とは？

## 特別支援教育が本格的にスタートします

平成19年4月1日より、**学校教育法の一部が改正**されます。

### 概要

- 盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた**特別支援学校**に一本化。
- **特別支援学校**においては、在籍児童等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について**助言・援助に努める旨を規定**。
- **小中学校等**<sup>※</sup>においては、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含む障害のある児童生徒等に対して**適切な教育を行うことを規定**。

**※高等学校でも適切な教育を行うことが規定されます！**

本県では、これまで小・中学校における特別支援教育体制づくりに努めてきました。平成19年度は小・中学校に高等学校も加え、特別支援教育の充実を図っていきます。

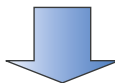
平成18年度における小・中学校の校内支援体制の状況

校内委員会設置率	92.6%
特別支援教育コーディネーター指名率	96.2%

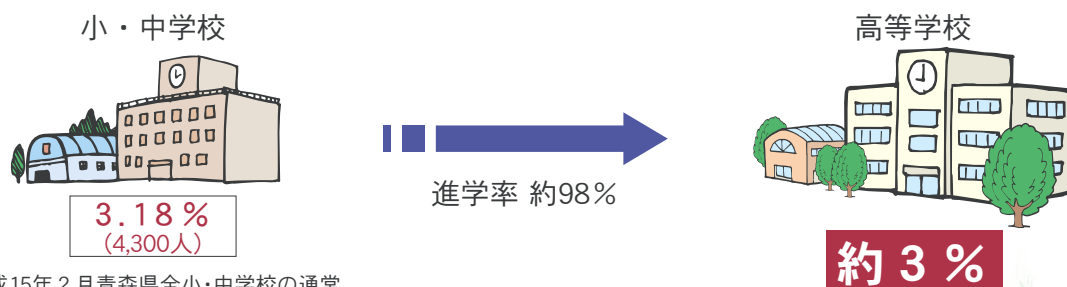
## 高等学校にLD、ADHD、高機能自閉症等の生徒はいますか？

**4,300人**・・・これは、青森県内の小・中学校の通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症（以下LD等という）が疑われる、**特別な教育的支援を必要とする児童生徒数**です。

この数は、全児童生徒数の**3.18%**にあたります。（文部科学省の調査では6.3%）



高等学校では、特別な教育的支援を必要とする生徒が **約3%** 在籍すると推定されます。



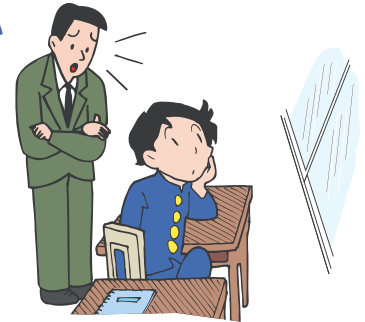
—平成15年2月青森県全小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒を対象に調査—

## 2 こんな生徒はいませんか？

あなたの担当する生徒を思い浮かべて、学習・生活・行動面でつぎのような困難さを抱える者がいないかチェックしてみてください。

### ○ 学習面において

- ・ 周囲の音や様子が気になり、なかなか授業に集中できない
- ・ 学習意欲がなく授業について行けない
- ・ 行をとばしてしまうなど、教科書を上手に読めない
- ・ 時間内に板書をするのが難しい
- ・ 計算は得意だが、文章題はほとんど解けない
- ・ いつも出し抜けに質問する
- ・ 急に予定が変わると混乱してしまう . . . . .



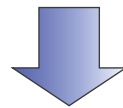
### ○ 行動面・生活面において

- ・ 机やロッカーの中が乱雑で、よく物を紛失する
- ・ 何度注意しても規則が守れない
- ・ 会話の中で自分のことだけ一方的に話す
- ・ 食堂や売店で順番を待てない
- ・ その場の空気がよめない
- ・ 友人がなかなかできない
- ・ 視線がなかなか合わず、コミュニケーションが上手くとれない
- ・ ジョークやユーモアが通じず、言葉どおり受けとめてしまう . . . . .



このような特徴がいくつかあてはまる生徒の中には、

**LD・ADHD・高機能自閉症等**<sup>※</sup>の生徒が含まれる可能性があります。

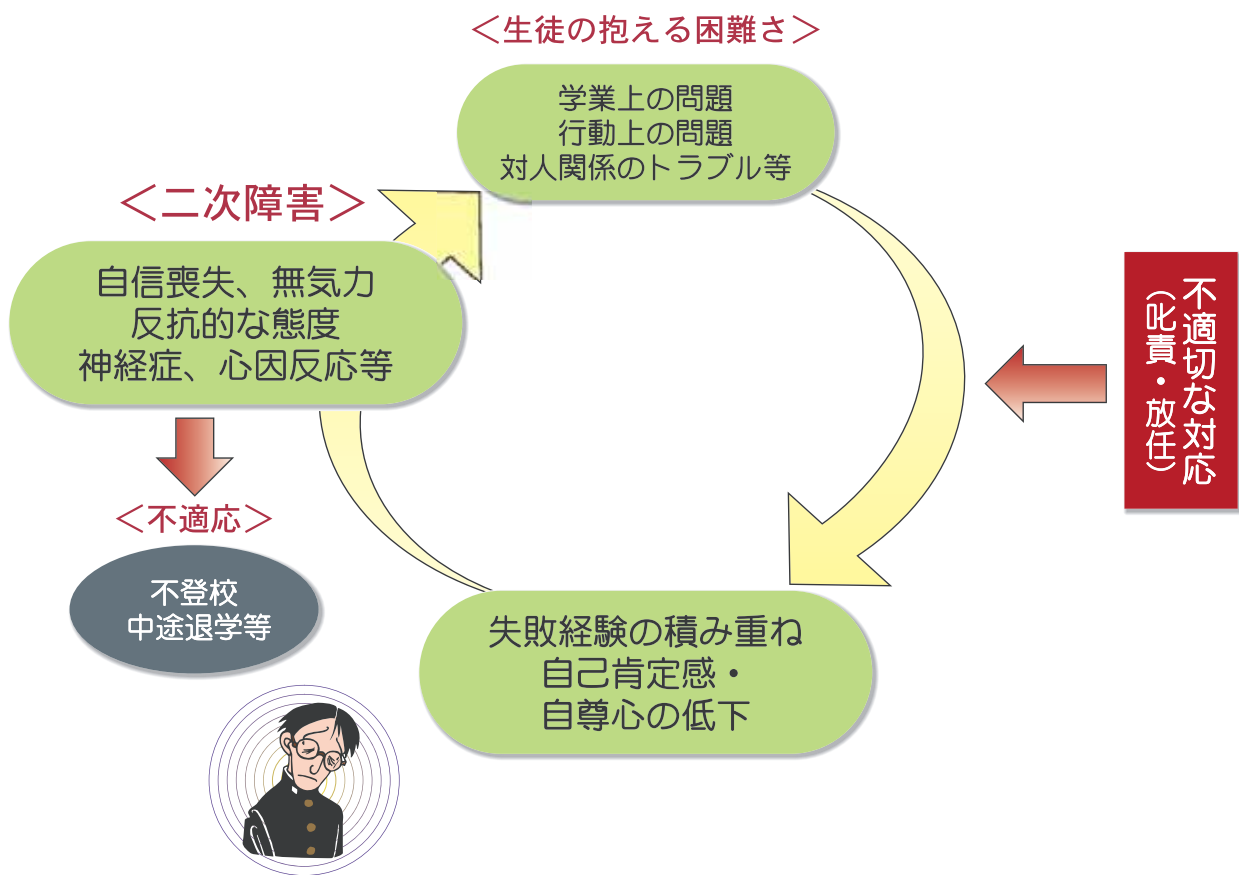


**特別な教育的支援を必要とする生徒** と言えます。

※ それぞれの障害の詳細については、青森県教育委員会ホームページにある指導資料「特別な教育的支援を必要とする児童生徒を理解・支援するために」(<http://www.pref.aomori.lg.jp/education/siryou/index11.html>)をご覧ください。

### 3 なぜ支援が必要ですか？

LD等の生徒は、様々な困難を抱えているので、それに対処するための適切な支援が必要です。もし、適切な支援が不足すると、失敗経験を繰り返すことで、自己肯定感や自尊心が低下し、本来の障害とは別の新たな**情緒や行動の問題**を抱えることがあります。それが**二次障害**です。二次障害になると、本来の障害に伴う困難さの克服がさらに難しくなります。



このような悪循環にならないために適切な支援が必要です

#### 適切な支援※

- 頭ごなしに叱らない
- 分かりやすい指示
- 得意なことに着目
- 自信の回復
- 褒め方の工夫
- 適切な課題の量等

※ LD等の生徒への基本的なかかわりについては、青森県教育委員会ホームページにある指導資料「学習のつまずき行動の困難さを理解し支援するために」(<http://www.pref.aomori.lg.jp/education/siryou/index11.html>)をご覧ください。

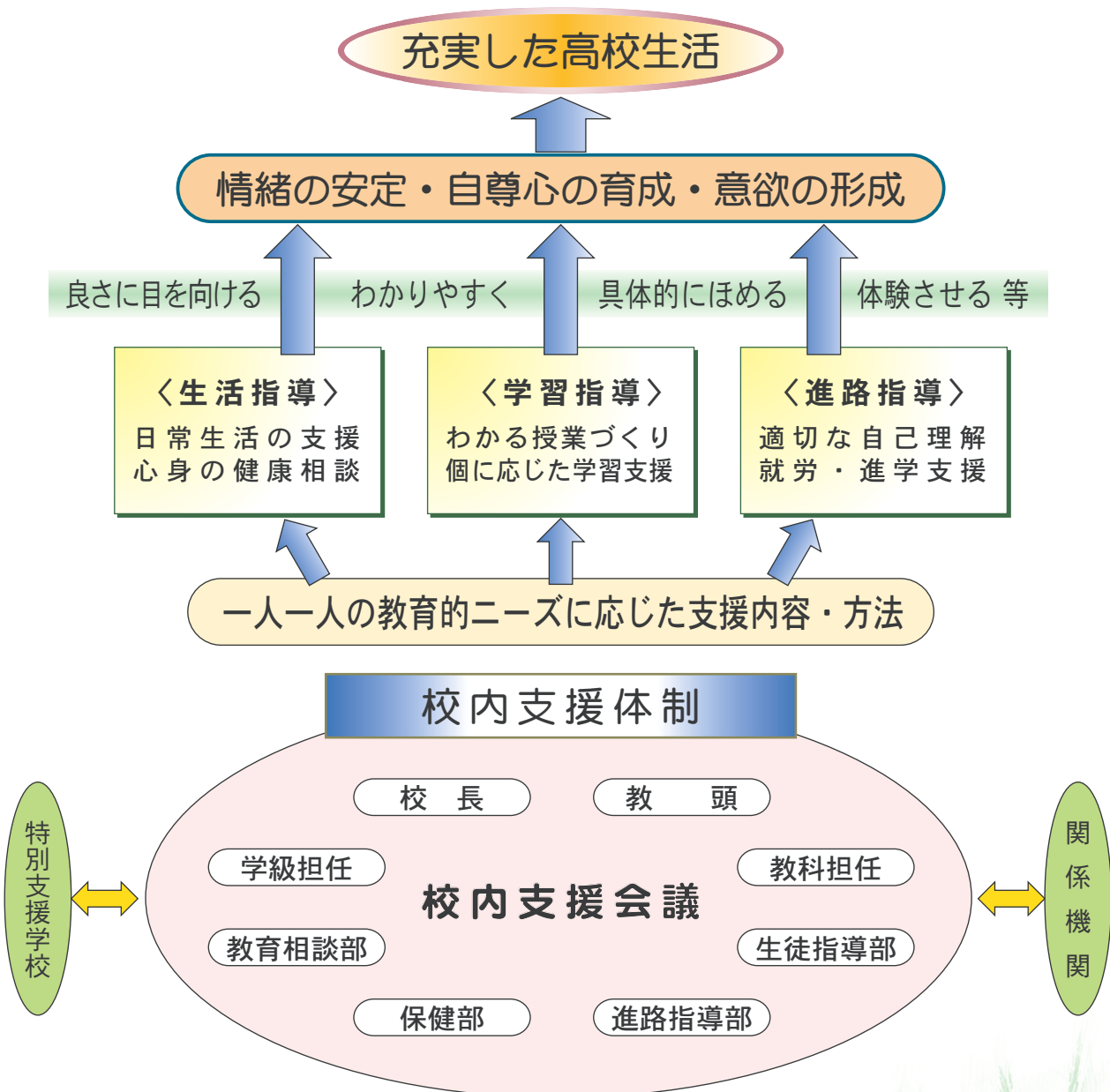
## 4 高等学校ではどんな支援が必要ですか？

高等学校段階のLD等の生徒は、学習のみならず、生活や対人関係など多くの面において困難性を複雑に抱えていることが多く、教員が適切な支援を容易に準備できない場合もみられます。

そこで、実際の支援に当たっては、学級担任や教科担任等の限られた教員だけではなく、生徒指導部、教育相談部、保健部、進路指導部等の各分掌の連携を十分に図りながら、教職員の経験や知識を結集できる**校内支援体制**を整備するとともに、共通理解に立った具体的な支援内容・方法を検討することが必要となります。

また、近隣の特別支援学校や医療機関等との連携に努め、生徒の支援のために外部の関係機関がもつ機能を十分に活用することも重要な観点です。

個々の生徒の**教育的ニーズ**に応じた総合的な支援が、**情緒の安定や自尊心の育成、意欲の形成**へとつながり、**一人一人の充実した高校生活**を実現させます。



## 5 こんな支援を活用してみませんか？

### 巡回相談

高等学校からの要請に応じて、特別支援学校の教員が学校を訪問し、障害理解や指導方法に関するアドバイスをを行っています。

●問い合わせ先：各特別支援学校

### 教育相談

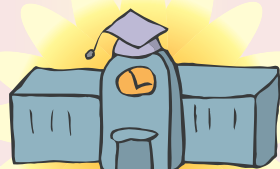
特別支援学校、県総合学校教育センター、県発達障害者支援センター(ステップ)では、特別な支援を必要とする生徒の教育相談を行っています。

●問い合わせ先：上記関係機関

### 専門家チーム

大学教員や県教育委員会指導主事等で編成し、高等学校の要請に応じて、専門的な立場から助言・指導を行っています。

●問い合わせ先：県教育庁県立学校課  
特別支援教育室



高等学校

### 研修講師

高等学校で特別支援教育に関する校内研修等を行う際、特別支援学校の教員等に講師を依頼することができます。

●問い合わせ先：各特別支援学校

## － 問 い 合 わ せ 先 －

### ◇特別支援学校

○県立盲学校	017-726-2239	○弘前第一養護学校	0172-96-2222
○八戸盲学校	0178-43-3962	○弘前第二養護学校	0172-97-2511
○青森聾学校	017-766-1834	○八戸第一養護学校	0178-31-5008
○弘前聾学校	0172-87-2171	○八戸第二養護学校	0178-96-1214
○八戸聾学校	0178-43-3962	○森田養護学校	0173-26-2610
○青森第一養護学校	017-781-1068	○黒石養護学校	0172-54-8260
○青森第二養護学校	017-743-4115	○浪岡養護学校	0172-62-6000
○青森若葉養護学校	017-736-8951	○七戸養護学校	0176-62-2331
○青森第一高等養護学校	017-788-0571	○むつ養護学校	0175-26-2210
○青森第二高等養護学校	017-742-6624	○弘前大学教育学部 附属特別支援学校	0172-36-5011

### ◇関係機関

- 県総合学校教育センター  
・一般教育相談 017-728-5575 ・特別支援教育相談 017-764-1993
- 県発達障害者支援センター(ステップ) 017-777-8201
- 青森県教育庁県立学校課特別支援教育室 017-734-9882

青森県教育庁県立学校課特別支援教育室 TEL (017)734-9882  
青森県教育庁県立学校課指導グループ TEL (017)734-9883